

## 生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 7 月 19 日

更新日：令和 4 年 7 月 20 日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：シガケン オウミハチマンシタカカイチヨウキタヨンチヨウメ  
〒523-0896 滋賀県 近江八幡市 鷹飼 町 北 四丁目 12-2

名称（フリガナ）：イッパンシャダンホウジン シガケンチクサンシンコウキョウカイ  
一般社団法人 滋賀県 畜産 振興 協会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 高橋 滝治郎

ウェブサイトのアドレス：<http://shiga.lin.gr.jp/>

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 6 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：近江牛（オウミウシ、オウミギユウ）、OMI BEEF

### 4 明細書の変更

一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下「畜産振興協会」）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

### 5 明細書適合性の確認

#### （1）品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地の確認

畜産振興協会は、滋賀県で最も長く飼育され、かつ滋賀県が最終飼養地である黒毛和種であることについて、次により確認する。

##### ① 確認の時期

出荷の都度、確認する。

##### ② 確認の方法

畜産振興協会は、と畜場または生産者若しくは出荷者（生産者の委託を受け販売を行う者をいう。以下同じ。）から出荷の都度提出された牛個体識別番号が記載された出荷牛の内容について、独立行政法人家畜改良センターがインターネットで公表する牛個体識別番号のデータと照合することにより、「黒毛和種であり、滋賀県で最も長く、最終まで飼育した」とを確認し、適合している牛肉についてのみ地理的表示確認票をと畜場または生産者若しくは出荷者に発行するとともに、その結果を「近江牛地理的表示確認リスト」として保管する。

#### （2）飼養管理方法の確認

##### ① 確認の時期

年 1 回確認する。

##### ② 確認の方法

畜産振興協会および同協会会員団体（全国農業協同組合連合会滋賀県本部、滋賀県家畜商業協同組合、「おうみ」和牛繁殖協議会、滋賀県等）（以下「振興協会等」）のいずれかが生産現場を巡回し、実際の飼育されている状況、生産者で保管されている飼料給与記録を確認するとともに、「近江牛飼養管理マニュアル」に準じた飼養をしていることを確認し、その結果を「近江牛飼養管理チェック表」（以下「チェック表」）に記録する。畜産振興協会はチェック表の記録の内容を確認することにより、飼養管理方法が遵守されていることを確認する。

(3) なお、(1) 及び (2) により生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、振興協会等は、臨時に現地調査を実施する。

## 6 明細書適合性の指導

畜産振興協会は、明細書に記載された生産方法の各基準に従った生産が行われていない場合には、生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者に対して当該生産者の生産した牛肉について、「近江牛」または「OMI BEEF」の名称および登録標章（以下「地理的表示等」という。）の使用を一定期間禁止する。また、畜産振興協会は、年1回、生産者に対して飼養管理マニュアルに準じた飼養、および黒毛和種を県内で最長かつ最終飼養地として飼養することを指導し、生産者の意識統一を図る。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 生産者あるいは出荷者（以下「生産者等」）は、地理的表示等が、明細書に記載された生産方法の各基準をいずれも満たしている牛肉に対してのみ付されていることを確認し、地理的表示確認票に記録する。

振興協会等は、年1回、生産者等に対して現地確認を行い、当該記録と生産者等が保存する書類（帳簿や出荷伝票等）を突合することにより、適正な使用が行われていることを確認し、その結果を地理的表示等の適正使用の確認表に記録する。

(2) 畜産振興協会は、前項の確認に併せて、以下の最終製品がないことを確認する。

- ① 生産地・牛の種類・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示等を使用している牛肉
- ② 地理的表示である「近江牛」、「OMI BEEF」のみを使用している牛肉
- ③ 登録標章のみを使用している牛肉
- ④ 地理的表示である「近江牛」、「OMI BEEF」に類似する表示または登録標章に類似する表示がされている牛肉

## 8 地理的表示等の使用の指導

(1) 畜産振興協会は、7の(2)の確認において、各項目のいずれかに該当すると認められた時は、使用した者に対して警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、畜産振興協会は、当該使用者に対して地理的表示等の使用を一定期間禁止する。

- ① 生産地・牛の種類・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示等を使用している場合
- ② 地理的表示である「近江牛」、「OMI BEEF」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「近江牛」、「OMI BEEF」に類似する表示または登録標章に類似する表示がされている場合

(2) 畜産振興協会は、年1回、構成員である生産者に対し地理的表示「近江牛」「OMI BEEF」

